

## サステイナブルキャンパス推進協議会（CAS-Net JAPAN）

### 名義使用に関する取扱要項

平成 30 年 11 月 17 日

（運営委員会裁定）

#### （趣旨）

第 1 この要項は、サステイナブルキャンパス推進協議会（CAS-Net JAPAN）（以下「協議会」という）が共催、後援、協力等（以下「後援等」という）する事業の名義の使用に関し必要な事項を定める。

#### （事業の区分）

第 2 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）主催 協議会が事業を主体的に開催する場合
- （2）共催 協議会を含む複数の団体が主体となり、共同して事業を実施する場合
- （3）後援 第三者が主催する催しについて、協議会がその趣旨に賛同し、応援・援助する場合であって、原則として経費・労務の負担がなく、名義使用の承認に限る場合
- （4）協力その他これに類する名義 特に主催者から協力その他これに類する名義を使用したい旨の要望がある場合

#### （使用名義）

第 3 使用を許可する名義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）サステイナブルキャンパス推進協議会
- （2）Campus Sustainability Network in Japan
- （3）CAS-Net JAPAN

#### （許可の基準）

第 4 後援等を行う事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- （1）協議会会員
- （2）国又は地方公共団体
- （3）学術研究機関
- （4）サステイナブルキャンパス構築に連携して取り組む複数の大学によって構成された団体
- （5）前各号に定めるもののほか、会長が特に認めたもの

#### （対象事業）

第 5 後援等を行うことができる事業は、協議会会則第 2 条及び第 3 条の目的に沿うものでなければならない。

2 名義を使用することができる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 事業等の開催計画が明確であり、協議会の業務遂行に支障を来さないものであること。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われたいこと。
- (3) 参加者等に生じた損害について、協議会が賠償責任を負わないこと。

(申請)

第6 名義の使用許可を受けようとする者は、原則として事業等の開催日から1ヶ月以上前に別紙様式1の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 定款、会則等
- (2) 役員名簿等
- (3) 実施事業に関する計画書等の書類
- (4) その他必要な書類

(遵守事項)

第7 名義使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること
- (2) 事業終了後は、速やかにその結果について、別紙様式2の事業完了報告書を提出すること

(許可の取消)

第8 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第5もしくは第7に掲げる事項に違反したとき
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき

(事務)

第9 名義の使用に関する事務は、協議会事務局において処理する。

(改廃)

第10 この要項の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。

附則

この要項は平成30年11月17日から施行する。